郡山総合運動場開成山野球場ネーミングライツ・スポンサー契約書

郡山市（以下「甲」という。）及び【ネーミングライツ・スポンサーの名称】（以下「乙」という。）は、甲が所有する郡山総合運動場開成山野球場（以下「当該施設」という。）に使用する愛称の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（基本的事項）

第１条　甲及び乙は、互いに信義を重んじ、本契約を誠実に履行しなければならない。

２　甲は、甲が所有する施設を有効に活用し、新たな財源確保並びに施設の知名度、集客力及びサービスの向上を図ることを目的として、当該施設のネーミングライツの付与に関する事業（以下「ネーミングライツ事業」という。）を実施する。

３　乙は、本契約に定めるネーミングライツの対価として第４条第１項に規定する金額（以下「ネーミングライツ料」という。）を支払うものとする。

（ネーミングライツの愛称）

第２条　乙が当該施設に命名する愛称は、次表のとおりとする。ただし、甲が条例等で定める名称（以下「正式名称」という。）は、変更しない。

施設の名称	郡山総合運動場開成山野球場
所在地	福島県郡山市開成一丁目５番12号
愛称（日本語表記）	○○○○○○○○○○
愛称（英語表記）	○○○○○○○○○○
略称	○○○○○○○○○○

２　乙が前項に規定する愛称を使用することができる本契約の期間は、次条の期間とする。

３　前項の規定にかかわらず、愛称を使用するための準備の観点から、甲が必要と認める範囲内において、乙は、次条に定める期間の開始日の前に次の各号に掲げる行為をすることができるものとする。

(1)　第６条第１項に定める看板の製作・設置並びに及び第７条第１項第２号及び第３号に定めるパネルボード及び展示コーナーの製作・設置

(2)　広告宣伝物への掲出

(3)　マスメディアへの対応を含む広報及び広告活動

４　愛称は、次に掲げる場合には、使用されないことがある。

(1)　オリンピック及び国際大会等の大会規定等により使用制限がある場合

(2)　当該施設の利用者及び報道機関等が自己都合により使用を控える場合

(3)　正式名称を使用する必要がある場合

５　甲は、前項の場合を除き、第１項に規定する愛称を積極的に使用して周知を図るものとする。

６　愛称及び略称は、市民や施設利用者の混乱を防止するため、次条の期間内に変更することはできない。ただし、乙が経営統合等により社名等を変更した場合は、甲乙協議の上、甲が適当と認めるときは、愛称及び略称を変更することができる。

（本契約の実施期間）

第３条　本契約に定めるネーミングライツ事業の実施期間（以下「契約期間」という。）は、令和９年４月１日から令和14年３月31日までとする。

（ネーミングライツ料）

第４条　ネーミングライツ料は、年額金〇〇〇円（税抜額は金〇〇〇円、取引に係る消費税及び地方消費税の額は金〇〇〇円）とする。

２　乙は、甲の会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、次表の納入期限までにネーミングライツ料を支払うものとする。

年　度	期　　間	納入期限	ネーミングライツ料 年額	税抜金額 （消費税及び 地方消費税）
令和９年度	自令和９年４月１日 至令和10年３月31日	令和９年４月30日	〇〇〇円	〇〇〇円 （〇〇〇円）
令和10年度	自令和10年４月１日 至令和11年３月31日	令和10年４月30日	〇〇〇円	〇〇〇円 （〇〇〇円）
令和11年度	自令和11年４月１日 至令和12年３月31日	令和11年４月30日	〇〇〇円	〇〇〇円 （〇〇〇円）
令和12年度	自令和12年４月１日 至令和13年３月31日	令和12年４月30日	〇〇〇円	〇〇〇円 （〇〇〇円）
令和13年度	自令和13年４月１日 至令和14年３月31日	令和13年４月30日	〇〇〇円	〇〇〇円 （〇〇〇円）

３　前項に規定する納入期限が郡山市の休日を定める条例（平成２年郡山市条例第７号）に規定する市の休日に当たるときは、条例第２条の期限の特例を適用する。

４　乙の責めに帰する事由により、第２項に規定するネーミングライツ料の支払いが遅れた場合は、甲は、乙に対して遅延利息の支払いを請求することができる。

５　前項の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未受領金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）とする。

６　第６条第２項及び第３項並びに第７条第１項第２号及び第３号に規定する協議の結果にかかわらず、甲は、契約期間の途中で、第２項に規定するネーミングライツ料を変更しないものとする。

７　ネーミングライツ料の支払いに要する費用は、乙が負担する。

（ネーミングライツ料以外の費用負担）

第５条　乙は、ネーミングライツ料のほかに次の各号に定める一切の費用を負担する。

(1)　愛称を表示するための看板の新設及び既存看板の変更に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
(2)　愛称を表示するための看板の新設及び既存の看板の変更に係る許可申請に関する一切の費用
(3)　愛称を表示するために電気を使用する看板を新設する場合の電気使用料及び子メーターの設置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
(4)　第７条第１項第２号及び第３号に定めるパネルボード及び展示コーナー等の設置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用
(5)　前各号に規定する看板、設備及びパネルボード及び展示コーナーの修繕又は維持管理に係る費用
(6)　本契約の締結に要する費用

２　看板は、建物の壁面に愛称を表示する看板のほか、施設の敷地内にある門柱、施設案内板、誘導表示、カッティングシートで貼り付けた愛称表示等を含むものとする。（以下本契約において同じ。）

３　第２条第６項ただし書に基づき愛称を変更する場合、乙は、次の各号に定める愛称の表示変更に係る一切の費用を負担するものとする。
(1)　次条第１項及び第３項に定める看板
(2)　第７条第１項第２号及び第３号に定めるパネルボード等
(3)　甲が作成するパンフレット及び封筒等の印刷物の表示変更

４　第 11 条第１項及び第３項の規定により本契約が解除される場合においても、第１項第１号から第４号までの規定を適用するものとする。この場合において、第２条第１項に規定する愛称を使用するために甲が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

（愛称の表示箇所）

第６条　乙は、契約期間中、当該施設の敷地内で、別図１に示す箇所に設置する看板に第２条第１項に定める愛称を表示することができる。

２　前項に定める看板の具体的な形状、大きさ、色彩、設置方法等は、甲乙協議の上、決定する。

３　第１項に定める箇所を変更する場合又は新たに追加する場合は、甲乙協議の上、決定する。

４　乙は、看板が風力、地震等で落下しない対策を講じるとともに、定期的な点検を実施し、安全性を確実に維持しなければいけない。

５　乙は、看板の経年劣化による退色、材料腐食、シールのはがれ、文字の脱落等がないか、定期的な点検を実施し、美観を維持しなければならない。

６　甲が作成する市ウェブサイト、パンフレット及び封筒等で、第２条第１項に規定する愛称を使用するもの及び使用しないものは、次表のとおりとする。ただし、予定が変更になる場合は、あらかじめ乙に承諾を得るものとする。

種類・印刷物名	愛称の使用時期	備考
市ウェブサイト	令和９年４月１日	
指定管理施設ウェブサイト	令和９年４月１日	
・郡山市体育施設使用許可申請書	使用しない	郡山市体育施設条例施行規則で

・郡山市体育施設使用許可書 ・郡山市体育施設使用券		規定しているため使用しない。

（ネーミングライツ・スポンサー特典）

第７条　甲は、乙に対して次の各号に定めるネーミングライツ・スポンサー特典（以下「スポンサー特典」という。）を付与する。

(1)　甲は、第10条第１項の規定により契約期間終了後も継続して当該施設のネーミングライツ事業を実施する場合において、乙が引き続きネーミングライツ・スポンサーとしての契約を希望する意思がある場合は優先交渉権を付与する。ただし、乙が優先交渉権を行使する場合、第２条第１項に定める愛称及び略称は、第２条第６項ただし書きに該当する場合を除き、変更することはできない。

(2)　乙は、契約期間中、当該施設内で、ネーミングライツ・スポンサーであることを周知するためのパネルボードを設置することができる。具体的な設置内容は、甲乙協議の上、決定する。

(3)　乙は、契約期間中、当該施設の敷地内で、ネーミングライツ・スポンサーの広告掲示及び商品等の展示コーナーを設置することができる。具体的な設置内容は、甲乙協議の上、決定する。

２　契約期間内に第１項に規定するスポンサー特典を変更又は追加する場合は、甲乙協議の上、決定する。

（知的財産権の無償使用）

第８条　乙が愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第２条第２項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

２　前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議の上、別途定める。

３　愛称が第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は自己の責任と費用においてこれを解決する。

（権利の譲渡等の禁止）

第９条　乙は、本契約に定める権利について、第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保の目的に供する等の行為をしてはならない。

（契約の期間終了及び更新）

第10条　甲は、契約期間が終了する９か月前である令和13年６月30日までに、当該施設のネーミングライツ事業の継続実施の可否を判断し、乙に文書で通知する。

２　第７条第１項第１号の規定に基づき乙が優先交渉権を行使する場合は、契約期間が終了する８か月前である令和13年７月31日までに、その意思を甲に文書で回答しなければならない。

３　前項の規定に基づき乙が優先交渉権を行使する場合、甲が改めて定める契約条件に基づき、甲乙協議を実施し契約期間が終了する６か月前である令和13年９月30日までに協議を整えなければならない。

４　前項に定める甲乙の協議が整った場合、甲は乙を本契約終了後のネーミングライツ・スポンサーとして決定し、甲及び乙は、新たに契約を締結するものとする。

5　第２項の規定に基づく乙からの文書による回答がなかった場合又は第３項の協議が整わなかった場合は、甲は、新たなネーミングライツ・スポンサーの募集を行うことができるものとする。

6　前項の規定により本契約が終了する場合は、乙は、契約期間の末日までに、第６条第１項及び第３項並びに第７条第１項第２号及び第３号の規定により設置した看板及びパネルボード及び展示コーナー等を、第５条第１項第１号から第４号までの規定に基づき、乙の負担で撤去及び原状回復しなければならない。

7　乙が、前項の定めに応じないときは、甲が第６条第１項及び第３項並びに第７条第１項第２号及び第３号の規定により設置した看板及びパネルボード等を撤去及び原状回復し、その費用の全額を乙に請求する。この場合において、乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が通知した日の翌日から起算して24日以内にその費用を甲に支払わなければならない。

（契約解除）

第11条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間中であっても本契約を解除することができる。

(1)　郡山市広告掲載基準（平成27年４月１日制定）第３条に掲げる業種又は事業者であるとき。

(2)　乙が本契約に違反したとき、又は正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないとき。

(3)　乙が法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他乙の責めに帰する事由により、社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

(4)　乙が国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産したとき。

2　乙は、甲が正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができる。

3　乙の業績の著しい悪化等により乙に本契約を継続することが困難な事由が生じたときは、甲乙協議の上、本契約を解除することができるものとする。

4　第１項及び前項の規定により契約解除されたことで乙に生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

5　第１項及び第３項の規定により本契約が解除となる場合、甲は契約解除日を文書で通知し、乙は契約解除日までに愛称の使用を終了しなければならない。

6　第１項及び第３項の規定により本契約が解除となる場合、第５条第１項第１号から第４号までの規定を適用するものとする。この場合において、第２条第１項に規定する愛称を使用するために甲が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

7　第１項から第３項までの規定に定める場合を除き、甲及び乙は、契約期間中に本契約を解除することができない。

（契約の変更）

第12条　甲及び乙は、契約期間中に災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合は、甲乙協議の上、契約内容を変更することができる。

2　前項の場合において、乙の責めに帰し得ない事由により、当該施設が施設全般にわたり30日以上連続して使用不能になった場合は、甲は、使用不能日数に応じて、第４条第２項に規定するネーミング

ライツ料を日割計算して減額し、乙に返還するものとする。この場合において、遅延利息は付さないものとし、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（ネーミングライツ料の不返還、違約金）

第13条　第11条第１項及び第３項の規定により契約が解除された場合、乙が第４条第１項から第６項までの規定により既に納入したネーミングライツ料は、返還しないものとする。

２　第４条第２項の納入期限が到来する日までの間に第11条第１項及び第３項の規定に基づき本契約が解除された場合、乙は期限の利益を喪失し、直ちに当該年度のネーミングライツ料を甲に支払わなければならない。この場合、乙は、本契約が解除されたとしても当該年度のネーミングライツ料の支払義務は免れない。

３　第11条第１項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の10分の２に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

４　第11条第３項の規定により本契約が解除された場合、乙は、契約解除日から契約期間の末日までのネーミングライツ料の10分の1に相当する額を、違約金として甲に支払わなければならない。なお、算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（損害賠償）

第14条　乙は、乙の責めに帰する事由により、本契約に定める義務を履行しなかった場合又は義務の履行に瑕疵があり第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

２　第11条第１項及び第３項の規定による契約の解除を直接の原因として甲に現実の損害が生じたときは、乙は、前条第３項及び第４項に規定する違約金とは別に、甲に対して当該損害を賠償しなければならない。

３　第６条第１項及び第３項並びに第７条第１項第２号及び第３号の規定により乙の設置した看板及びパネルボード及び展示コーナー等が、落下、転倒、飛散し、又はこれらの突出部分への衝突、サビ又は塗装の剥がれによる汚れの付着等で第三者に損害を与える事故が発生した場合、乙は、その損害を賠償し、自己の責任と費用において解決しなければならない。

４　前項の規定にかかわらず、甲が第三者に金員の支払いを余儀なくされたときは、乙が甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む。）を支払う。

（秘密保持）

第15条　甲及び乙は、互いにネーミングライツ事業の実施に関して知り得た相手方の秘密を第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。ただし、法令、裁判所又は政府機関による開示の要求がある場合はこの限りではない。

（ネーミングライツ・スポンサー募集要項等の遵守）

第16条　本契約に定めるもののほか、乙は、郡山総合運動場開成山野球場ネーミングライツ・スポンサー募集要項、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）及びその他の関係法令の定めるところに従わなければならない。

（疑義等の決定）

第17条　本契約に定めのない事項及び本契約に関し生じた疑義については、甲乙協議の上、決定する。

２　本契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　郡山市
代表者　郡山市長　椎根　健雄

乙　【ネーミングライツ・スポンサーの所在地】
【ネーミングライツ・スポンサーの名称】
【ネーミングライツ・スポンサーの代表者職氏名】

別図１（既存看板への設置可能箇所）（例）

<table>
<tr><td colspan="2">［No.1］施設入口壁面（位置図①）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 2.1m×高さ 0.4m</td><td>［条件］</td></tr>
<tr><td>
</td><td>・既存看板は取り外すことが出来ません。
・看板を新設する場合は、正式名称と隣り合うように愛称を表示してください。
・原状回復可能な方法により施工することができる。
・風致地区であるため、敷地内全体で設置表示する面積の合計が 30 ㎡以内となること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">［No.2］施設入口モニュメント（位置図②）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 0.12m×高さ 0.03m</td><td>［条件］</td></tr>
<tr><td>

</td><td>・プレート貼り付けにより愛称を表示することができる。
・風致地区であるため、敷地内全体で設置表示する面積の合計が 30 ㎡以内となること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">［No.3］施設案内板（位置図③④⑤）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 0.6m×高さ 1.1m× 3 箇所</td><td>［条件］</td></tr>
<tr><td>


</td><td>・シール貼り付けにより愛称を表示することができる。
・施設案内板と同じフォントとすること。（ロゴマーク不可）</td></tr>
</table>

別図１（既存看板への設置可能箇所）（例）

<table>
<tr><td colspan="2">［No. 4］案内標識（位置図⑥⑦⑧⑨）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 0. 4m×高さ 0. 1m×４箇所</td><td>［条件］</td></tr>
<tr><td>

</td><td>・シール貼り付けにより愛称を表示することができる。
・案内標識と同じフォントとすること。（ロゴマーク不可）</td></tr>
<tr><td colspan="2">［No. 5］トリムコース案内図（位置図⑩⑪）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 1. 2m×高さ 0. 9m×２箇所</td><td>［条件］</td></tr>
<tr><td>

</td><td>・シール貼り付けにより愛称を表示することができる。
・トリムコース案内図と同じフォントとすること。（ロゴマーク不可）</td></tr>
<tr><td colspan="2">［No. 6］施設案内板（位置図⑫⑬⑭⑮）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 1. 0m×高さ 1. 0m×４箇所</td><td>［条件］</td></tr>
<tr><td>

</td><td>・シール貼り付けにより愛称を表示することができる。
・施設案内板と同じフォントとすること。（ロゴマーク不可）</td></tr>
</table>

別図２（新設看板の設置可能箇所）（例）

<table>
<tr><td colspan="2">[No.1]メインスタンド大階段階下付近（位置図⑯）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 3.0m×高さ 0.6m</td><td>[条件]</td></tr>
<tr><td>
</td><td>・既存看板は取り外すことが出来ません。
・看板を新設する場合は、正式名称と隣り合うように愛称を表示してください。
・原状復帰可能な方法により施工することができる。
・風致地区であるため、敷地内全体に設置表示する面積の合計が 30 ㎡以内となること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">[No.2] 施設入口付近の塀（位置図⑰）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 6.0m×高さ 1.2m</td><td>[条件]</td></tr>
<tr><td>
</td><td>・原状復帰可能な方法により施工することができる。
・風致地区であるため、敷地内全体に設置表示する面積の合計が 30 ㎡以内となること。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>

別図３（スポンサー特典の周知スペース等の設置可能場所）（例）

<table>
<tr><td colspan="2">[No.1]施設事務所入口（位置図⑱）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 0.9m×高さ 0.2m</td><td>[条件]</td></tr>
<tr><td>
</td><td>・原状復帰可能な方法により施工することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">[No.2] 施設２階１塁側及び３塁側入口（位置図⑲⑳）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 3.0m×高さ 0.6m×２箇所</td><td>[条件]</td></tr>
<tr><td>
</td><td>・原状復帰可能な方法により施工することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">[No.3] 施設２階バックスタンド入口（位置図㉑）</td></tr>
<tr><td>サイズ：幅 0.5m×高さ 0.1m</td><td>[条件]</td></tr>
<tr><td>
</td><td>・原状回復可能な方法により施工すること。</td></tr>
</table>

（位置図）

